

欧米豪を対象とした滞在・体験コンテンツ強化事業 企画提案募集要領

欧米豪を対象とした滞在・体験コンテンツ強化事業（以下「本事業」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集事項

1 案件名 欧米豪を対象とした滞在・体験コンテンツ強化事業

2 事業目的

延期となった2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とする欧米豪からの訪日観光客の宮城への誘客に繋げるため、欧米豪市場において訴求力の高いテーマ「ウェルネス」や「アクティビティ」等と本県特有の「自然」や「食」を掛け合わせた滞在・体験コンテンツの強化とともに、訪日滞在中の観光客の誘客につなげる商品の造成を図るもの。

本事業は、過年度に実施した事業結果等を踏まえて、訪日滞在観光客の多い首都圏からの誘導性と訴求テーマの集積状況の観点から、宮城県名取市との連携事業として実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月12日（金）まで

4 業務内容

別添業務委託仕様書のとおり

第2 応募資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していない者。
- 2 日本語及び英語により業務上の交渉が可能な語学力を有すること。また、英語に翻訳できる能力を有すること。
- 3 過去2年以内に、国又は地方自治体からの委託を受けて、インバウンドプロモーション事業を実施した実績を複数案件有する者。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 5 以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。
 - (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生

手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)

(3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者(同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。)

6 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定によるもの)又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営又は運営に関係している者でないこと。

7 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律194号)第3条の規定によるもの)でないこと。

8 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。

9 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

10 上記1から10を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約(本県との関係性においては再委託に該当。)により業務を行うこととするが、再委託先事業者においても、上記5から10までの条件を満たさなければならない。

また、1つの企業が複数の企画提案者の再委託先事業者となることはできないが、海外法人については、この限りではない。

さらに、本事業全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載した「再委託先事業者一覧表」(様式第3号)を提出し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。

なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要がある場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ再委託を可能とする。

第3 スケジュール(予定を含む)

1 企画提案募集開始	令和2年6月22日(月)
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和2年7月1日(水)正午まで
3 企画提案書作成等に関する質問回答	令和2年7月3日(金)
4 企画提案参加申込書の提出期限	令和2年7月10日(金)午後3時まで
5 企画提案書の提出期限	令和2年7月15日(水)午後3時まで
6 企画提案書の選考	令和2年7月28日(火)
7 選考結果の通知	令和2年7月下旬(予定)
8 契約締結及び業務開始	令和2年8月上旬(予定)

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期限 令和2年7月1日(水)正午(必着)

(2) 受付方法

- ① 指定様式（様式第5号）により、電子メールにより提出すること。
- ② 件名及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
 - ・件名 【事業者名】欧米豪を対象とした滞在・体験コンテンツ強化事業プロポーザル質問書
 - ・メールアドレス koryu@pref.miyagi.lg.jp
(宮城県経済商工観光部国際企画課交流推進班)
- ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- ④ 各質問に対する回答は国際企画課ホームページで令和2年7月3日（金）に公表する。

3 企画提案参加申込の提出

(1) 提出書類及び部数

- ① 参加申込書（様式第1号）…1部
- ② 応募資格に係る宣誓書（様式第2号）…1部
- ③ 定款又はこれに準ずる規約の写し…1部

(2) 提出期限

令和2年7月10日（金） 午後3時

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時必着）、郵送の場合は最終日必着。

(4) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県経済商工観光部国際企画課（宮城県庁行政庁舎14階）

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書（パワーポイント形式等任意様式）…10部
- ② 再委託先事業者一覧表（再委託する場合）（様式第3号）…10部
- ③ 同種・類似業務の受託実績（任意様式）…10部
 - イ 過去2年以内に国や地方自治体から受注した代表的な事業に関する資料を提出すること。
 - ロ 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業に関する資料も併せて提出すること。
- ④ 法人の概要（既存のパンフレット、ホームページなど概要の分かるもの）…10部

(2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和2年7月15日（水） 午後3時

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時必着）、郵送の場合は最終日必着。

(5) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県経済商工観光部国際企画課（宮城県庁行政庁舎14階）

(6) その他

- ① 企画提案書等の提出を取り下げる場合、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- ② 取下願の提出があった場合を含め、既に提出された企画提案書等は原則として返却しない。
- ③ 企画提案書等の再提出、差替え、変更及び取り消しは認めない。
- ④ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を業務委託候補者として選定する。選定に当たり疑義が生じた場合は、委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

プレゼンテーション審査の日時及び場所等の詳細については、企画提案書の提出期限後に、各企画提案者に対して通知する。

なお、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

2 応募多数の場合の取扱い

応募者が多数の場合は、事前提出書類による審査の上、上位者のみによるプレゼンテーション審査を行うものとする。

3 企画提案書の選考

(1) 実施日（予定） 令和2年7月28日（火）※実施時間は別途通知する。

(2) 実施会場 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県行政庁舎14階経済商工観光部会議室

(3) 実施方法

- ① 出席者は1提案者につき3名以内とする。
- ② 1提案者あたりの持ち時間は、15分以内（説明10分、質疑応答5分）とし、県が通知した時間から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ④ プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書等を提出する際に申し出ること。
なお、その場合、パソコンは提案者が用意すること。

4 評価基準・配点等

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

(1) 業務の方向性及び全体計画（配点15点）

- ① 事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案となっているか。（10点）
- ② 事業のスケジュールは現実的で、無理のない計画となっているか。（5点）

(2) 事業の内容（75点）

- ① ターゲット市場及び対象地域のコンテンツの特性を理解した上での提案となっているか。（10点）
- ② 幅広い知識や専門的ノウハウを活用した企画となっているか。（10点）
- ③ コンテンツの調査分析等の手法や課題解決の方策は地域の特性等を理解した効果的な提案となっているか（10点）
- ④ ワークショップの開催・運営や専門家派遣のあり方などについて、コンテンツの課題解決に寄与し、商品化に繋がることが期待される提案内容となっているか。（10点）
- ⑤ 単なる商品化ではなく、関係者と一体となった商品の造成とともに、事業実施後にも継続性のある運営体制等を考慮した提案となっているか。（10点）
- ⑥ 商品やコンテンツ情報を発信するウェブサイトの仕組みや内容について、販売促進が見込まれる内容となっているか。（5点）
- ⑦ 招請対象者候補の選定理由が明確で、対象地域において影響力のあるメディア、旅行会社等、本県への誘客促進が見込めるものとなっているか（10点）
- ⑧ 独自の提案や独創的な工夫がなされているか。（10点）

(3) 執行体制及び経費等（配点10点）

- ① 業務を効果的・効率的に遂行できる体制ができているか。（5点）
- ② 業務行程ごとの明確なスケジュールが記載されているか。（5点）

5 選考結果の通知

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。
なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

6 選定結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第6 事業費（委託上限額）

19,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※消費税及び地方消費税は10%とする。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 県から説明を求めたにもかかわらず応じない場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本事業による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本事業の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(2) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本事業により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (3) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、県は本事業を延期し、又は取り止めることがある。
- (4) 本事業の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容を当然に実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上決定し、当該内容について、委託契約書等の中に記載するものとする。また、県との間で本事業の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等について、逐次県と協議しなければならない。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

- (6) 本提案募集の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (7) 本事業について、訴訟の必要が生じた場合は、県の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- (8) 本業務の企画提案等実施については、社会情勢等によって内容が変更又は中止となる場合がある。

企画提案書の構成について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属，職，氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号，電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 業務実施の方向性

(4) 業務の全体計画

① 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

② 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

① コンテンツ調査・分析の実施

コンテンツの調査・分析・評価手法やコンテンツの抽出方法等について提案すること。

② 商品化に向けた課題解決と商品造成

イ ワークショップの開催

ワークショップの開催方法や講師案等について提案すること。

ロ 専門家等の派遣

コンテンツに対する支援体制と手法について提案すること。

ハ 滞在・体験コンテンツの商品化

商品化に向けたコンテンツの強化方法や商品の販売方法等に係る設計を記載すること。

③ 販売スキームの構築と充実

イ オンラインによる情報発信

商品やコンテンツ等のオンラインによる情報発信の仕組みについて提案すること。

ロ ファムトリップの実施

想定している招請メディア及び旅行会社を記載するとともに，コンテンツの評価及び改善に関する手法等について提案すること。

(6) 相乗効果が期待できる独自の提案

(7) 事業実施体制

事務局の人数と役割など事業実施体制を記載すること。

(8) 概算見積書

概算見積書は，業務内容別に区分し，さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数 1者につき1案

(2) ページ数

A4片面印刷，表示と目次を除き，30ページ以内，カラー印刷も可

(3) 提出部数 10部